令和3年度〔第3四半期〕随意契約の結果(500万円以上の工事、物品、委託)

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
畜産課	物品購入	豚熱防疫対応(防疫 資材)	令和3年10月6日	有限会社アニテック		「家畜伝染病予防法」第16条および第21条によると殺、死体の処理について、令和2年7月1日付農林水産大臣公表(令和3年10月1日一部改正)「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」第7-1(4)及び2(1)にそれぞれ24時間以内、72時間以内に完了することと定められている。当該事業者は、過去防疫対応において物資の調達実績があり、防疫対応に必要な特殊な物資の在庫を有しており、迅速な物資の調達が可能であるため。	5	
畜産課	豚熱防疫対応委託	豚熱防疫対応	令和3年10月6日 ~ 令和3年10月11日	滋賀建機株式会社		「家畜伝染病予防法」第16条および第21条によると殺、死体の処理について、令和2年7月1日付農林水産大臣公表(令和3年10月1日一部改正)「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」第7-1(4)及び2(1)にそれぞれ24時間以内、72時間以内に完了することと定められている。当該相手方は、県内において、特殊な業務である防疫措置に必要な資材や労力を提供できる事業者であり、「家畜伝染病発生時における防疫対応に関する協定書」を締結している一般社団法人滋賀県建設業協会とも協力関係にあるため。	5	